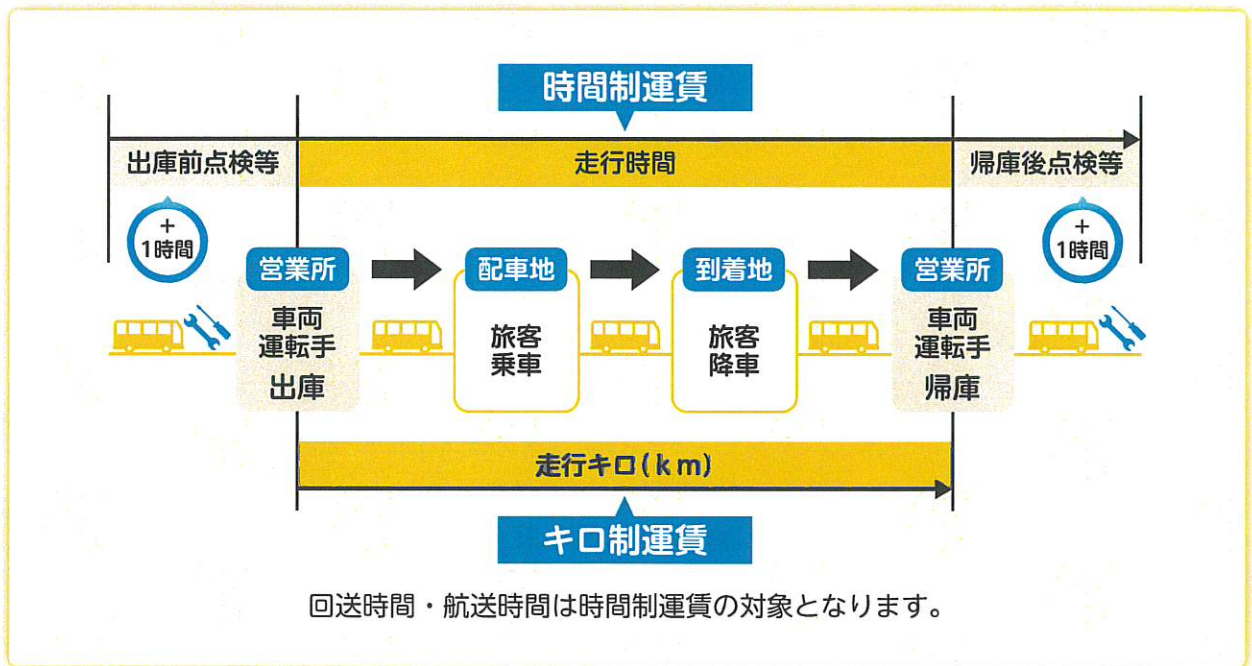




## 運賃は「時間制運賃」と「キロ制運賃」の合算です。

時間制運賃 + キロ制運賃 = 運賃



### 時間制運賃について

最低保障時間(3時間)に、出庫前及び帰庫後の点検等の2時間を加え、1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。

※2日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合  
宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の2時間を点検等の時間とし、加算。

※フェリーを利用した場合  
フェリー乗船中の航送時間も時間制運賃の対象とし、8時間を上限として加算。(超える場合は休息期間)

### キロ制運賃について

走行キロ(出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。)に1kmあたりの運賃額を乗じた額とする。

3時間以内の運行の場合(最低運賃)

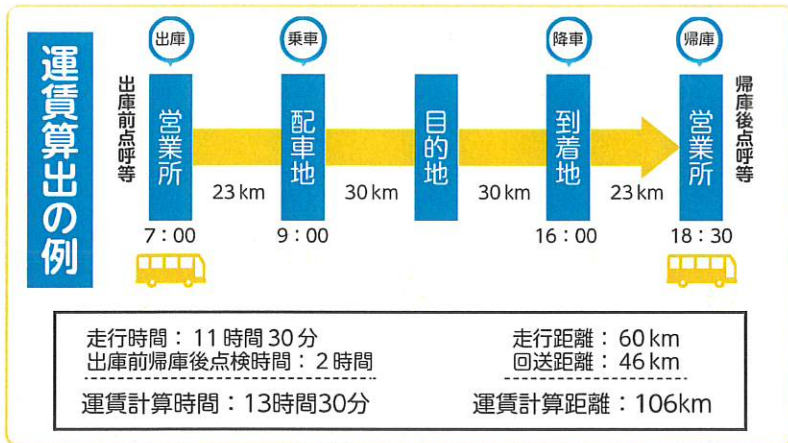
(3時間 + 2時間) × 時間単価 + キロ制運賃

### 令和5年8月25日付公示運賃

		車種	下限額
運賃	時間制運賃 (1時間あたり)	大型車	6,530円
		中型車	5,520円
		小型車	4,740円
運賃	キロ制運賃 (1kmあたり)	大型車	170円
		中型車	150円
		小型車	130円

(東北運輸局)

貸切バスにかかる金額は **運賃** + **料金** + **実費** により決定します。



大型車を利用・下限額で算出(税別)  
 時間制運賃 6,530円 × 14時間<sup>※1</sup> = **91,420円**  
 キロ制運賃 170円 × 110km<sup>※2</sup> = **18,700円**



時間制運賃 + キロ制運賃 =  
**下限額110,120円以上で運賃を決定します。**  
 ※1. 30分以上は1時間に切り上げ ※2. 10km未満は10kmに切り上げ

## 02 料金



### 料金には3つの種類があります。

料金は①「交替運転者配置料金」、②「深夜早朝運行料金」、③「特殊車両割増料金」の3つです。

#### ① 交替運転者配置料金

交替運転者を配置する場合に適用される料金。  
 交替運転者配置料金の下限額以上で計算した額を適用。  
 (交替運転者が交替地点まで車両に同乗しない場合であっても、同乗したものとして適用する。)

#### ② 深夜早朝運行料金

深夜 22時～翌朝 5時の間に点呼・点検等の時間及び走行する時間(回送時間を含む)が生じた際に適用される料金。

#### ③ 特殊車両割増料金

事業者の創意工夫による新しい車両の導入を図るための料金。標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両で、(特殊設備車両購入価格 ÷ 座席数) > (標準的車両購入価格 ÷ 座席数) とした時に70%以上高額の場合に適用。

料金		下限額
交替運転者配置料金	キロ制料金 (1kmあたり)	20円
	時間制料金 (1時間あたり)	2,040円
深夜早朝運行料金	時間制運賃及び交替運転者配置料金 (時間制料金) の2割増	
特殊車両割増料金	設備や購入価格等を勘案した割増率	

## 03 実費



### 運送以外の経費は「実費」となります。

旅客の求めにより運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。

例：ガイド料・有料道路利用料・駐車料・乗務員宿泊料 など

旅行業者など運送申込者との契約の際に交付する「運送引受書」に料金や実費の内容を記載する欄があります。